

イベント等催事における公園使用料の考え方

1 許可の種別及び対象

公園でイベント等催事を実施する場合には通常、行為許可を受ける必要がありますが、指定管理者が実施する場合には、指定管理者自らに対する行為許可申請の必要はありません。しかしながら、当該行為に伴って工作物等が設置される場合は、都市公園法第6条の規定に基づく占用許可として取り扱い、大阪市に対して占用許可申請が必要となります（この場合、行為許可は占用許可に含まれます）。

2 適用する公園使用料

イベント等催事の内容又は設置工作物等に応じて、それぞれの使用料を適用します。

占用・行為許可使用料の例 ※公園条例別表第5（第16条の2関係）より

（1）集会その他これに類するもの

- ・会費又は入場料を徴収しない場合（1,190 円/100 m²・3時間）①
- ・会費又は入場料を徴収する場合（2,380円/100 m²・3時間）②

（2）露店営業その他これに類するもの（290円/m²・日）③

※上記「①」から「③」の使用料区分については、本紙内後述の「適用使用料」として引用します

※上記使用料区分及び額は、市公園条例に規定する区分の一部になります。その他の使用料区分は、下記を参照してください

公園使用料：<http://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000009730.html>

※使用料区分及び額は、市公園条例、条例施行規則等の改正により、変更となる場合があります

※下記使用料については、次のとおり経過措置を設けています。

種別		経過措置期間	使用料
集会その他これに類するもの	会費又は入場料を徴収しない場合	令和8年4月1日から	1,150 円
	会費又は入場料を徴収する場合	令和9年3月31日まで	2,330 円
営業のための占用	露店営業その他これに類するもののための占用	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで	240 円
		令和9年4月1日から 令和10年3月31日	260 円
		令和10年4月1日から 令和11年3月31日まで	280 円

3 公園使用料の算出方法

○ステージ等の設置物がない場合

- ・イベント等催事実施のために都市公園の全部又は一部について、他の公園利用者が自由に立ち入れないような利用を行う場合は、実施のために必要な面積を許可の対象とします。

※使用料区分は、「集会その他これに類するもの（会費等を徴収する場合又は徴収しない場合で使用料額が異なる）」で、独占するエリアのみを対象とし、適用使用料は①又は②が該当します。

○ステージ等（露店を除く）を組む場合

- ・エリアを区切らず他の公園利用者が自由に立ち入れる場合は、ステージ等の占用物の設置により他の公園利用者が使用できなくなる面積のみを許可の対象とします。
- ・エリアを区切るなど他の公園利用者が自由に立ち入れないような利用を行う場合は、設置する物件を含め、実施のために必要な面積すべてを許可の対象とします。

※使用料区分は「集会その他これに類するもの（会費等を徴収する場合又は徴収しない場合で使用料額が異なる）」で、独占するエリアのみを対象とし、適用使用料は①又は②に該当します。

○露店を出店する場合

- ・「露天営業」で、独占して使用するエリアについてのみを対象とします。

※使用料区分は、露店営業その他これに類するもので、独占するエリアのみを対象とし、適用使用料は③に該当します。